

<修繕>

久里浜ハイム自動火災報知設備(インターホン設備)更新修繕仕様書

1	修繕名称	久里浜ハイム自動火災報知設備(インターホン設備)更新修繕
2	施行場所	・横須賀市久里浜6-13 ・横須賀市営住宅久里浜ハイム165戸 * 別添「位置図」のとおり
3	修繕物件	自動火災報知設備(インターホン設備)
4	修繕内容	仕様書別紙のとおり
5	履行期間	契約の日から令和3年3月22日まで
6	特記事項	仕様書別紙のとおり
7	契約方法	総価による物件修繕請負契約
8	支払方法	修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	都市部 市営住宅課 担当 市原 電話 046-822-8415

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

久里浜ハイム自動火災報知設備（インターホン設備）更新修繕 仕様書別紙

(1) 施工場所

・横須賀市久里浜6-13 市営久里浜ハイム 165戸

(2) 修繕物件

久里浜ハイム

・アイホン(株)製

品名	型番	数量 (単位：台)
制御装置	VHXW-1XN-1	3
管理室親機	VHX-MKR/A-J-COR	3
住宅情報盤	VH-3KAT	165
リニューアル用プレート	RP-1826	165
カメラなし玄関子機	VJ-DP	165
玄関子機パネル	VJW-3P-S	165

(3) 修繕内容

久里浜ハイムに設置しているインターホン（アイホン(株)製：VGX シリーズ）が 2006 年に生産中止されたことに伴い本年度から同製品に対する修理対応が終了したため、同メーカーの新製品への設備更新を実施する。なお、当該設備は法定点検を必要とする自動火災報知設備となる。

(4) 作業手順

① 調査・確認

既設自動火災報知設備（インターホン設備）、関連機器の現在状態を調査・確認後、作業計画書を作成し、手順等の確認を行う。なお、消防法その他関係法令の規定に基づく届出等は、請負者が手続きを行うこと。（関係機関への届出と必要な書類、検査等費用は請負者が代金の範囲内で行うものとする。）

また、作業計画に際しては、あらかじめ協議の上で作成するものとする。

② 養生・準備

作業場所において、交換作業を行う際、周辺機器等に支障が無いよう養生を行うこと。加工作業を現地で行う場合は、市監督員及び施設管理者と調整し場所を設定する。なお、電源取り出し口がないため、電気利用はできません。

③ 各種取り外し

既設自動火災報知設備（インターホン設備）一式の取り外し、撤去を行う。この際、他の設備（電気・消防・監視等）の連動について、十分確認を行い、事前処理を行うこ

と。

取り外した各部品及び廃材は、分別の上、適正な処理及び処分を行うこと。

④ 各種取り付け

新規自動火災報知設備（インターホン設備）一式の取り付けを行う。

取り外した各機器と取り付けする部品を比較し、取り付けに問題の無い事を確認の上、新規機器の取り付けを行うこと。

⑤ 試験・調整

新規自動火災報知設備（インターホン設備）一式取り付け後、正常に使用、動作する事を確認すること。

また、消防署による検査立会を行い、検査終了後は、消防署から交付された検査済証を提出すること。

⑥ 完了

養生撤去し清掃後、市監督員の確認を受けること。

住宅情報盤の取扱説明書を入居者に配布し、操作説明を行うこと。

(5) 履行期間

契約の日から令和3年3月22日まで

(6) 特記事項

- ①市営住宅は、日常生活の場であるため、生活に支障（騒音、振動等）を及ぼさないように配慮すること。
- ②現場でのマスク着用等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底に努めること。
- ③事前に自治会及び入居者へ業務内容、工期、訪問日時、業者の連絡先等を周知すること。
- ④作業員は、作業現場に入る時は作業関係者であることがわかる腕章等を着用すること。
- ⑤設備更新した際は、作業完了確認書（別添様式1）に入居者から署名または押印をもらい、発注者に提出すること。
- ⑥周知した訪問日時に入居者が不在だった場合は、日時を変えて3回以上訪問すること。
- ⑦空家について、市監督員及び施設管理者と調整を図り、設備の更新を行うこと。
- ⑧設備の更新前、更新後の写真を発注者に提出すること。提出写真を撮る戸数は、各階ごとに1戸以上とすること。
- ⑨入居者の協力が得られない等、事業者の責めに帰さない事由により更新ができない場合は、自動火災報知設備（インターホン設備）を発注者に納入することとする。



